

分離発注を考える

京都大学大学院工学研究科建築学専攻
古阪秀三

鉄骨も分離発注、塗装も分離発注、左官、設備、外構、……。分離発注は多くの専門工事業者の悲願とも受け取れるくらい強い要望がある。この強さは、ダンピング競争が激化し、下請企業が指し値受注せざるを得ない時期に強くなっている。この限りでは当然の主張であり、異論をさしはさむ余地はない。しかし、もう少しよく考えてみよう。自分の持ち場はもちろん分離発注になっても十分に管理すること、品質を保証することはできるであろう。しかし、工程上の前後の職方との調整、他職との収まり・品質上の調整、労働安全上の調整、等々についてはどうであろうか。分離発注になった場合に、十分に建築主に対して保証できるだけの調整のしきみが用意できているであろうか。もちろん、CM方式など分離発注に対応しやすい方法もかなり採用されるようになってきたが、これとこれからといった段階である。つまり、いままではゼネコン一式請負の下、自分たちの守備範囲だけをしっかりとやればよかった。その中で自主管理であった。しかし、50を超える専門工事業の全てが分離発注を目指すとなると、全体の調整、マネジメントのために、それぞれの職方が果たすべき役割は相当なものがある。分離発注を主張するのであれば、その準備をしなければならない。元請となるわけだから。その一方で、全体を統合する理念・その役割を演ずる主体がいなければならない。今はあまりにも安易な外注、安易な分業（これらは端的には重層下請構造を深化させているに過ぎない）が進みすぎており、さらに分離発注となると、いかほどの混乱が生ずるか予想だにできない。

いま、仮に各専門工事業の範囲で分離発注されたらとしよう。そうするといきなり、ISO9000、ISO14000、TQC、VE、PL法、品確法、工事監理などへの対応が求められる。対応するとは、それぞれの意味する内容の理解は当然のこととして、それらが使いこなせる、あるいは社内体制が整備されていなくてはならないのである。現状で対応可能であろうか。さらに、分離発注を想定すれば次のようなことの検討が必要である。一つは、ゼネコン一式請負下での自主管理と分離発注下での管理の差異、二つは、現行の労働安全衛生法がどこまで分離発注になじむかあるいは改正が必要となるか、三つは、人を介した保証人制度から保険制度への移行がいつどこまで可能か、四つは、多くの専門工事業者の元請依存体質・体制からいかに脱することができるか、五つは、一方で現在所属している協力会との付き合い方をどうするのか、六つは、元請となった場合に派生する様々な責任・リスクへの対応、七つは、本当に50を超える専門工事業ごとの分離発注が可能で現実的か、などである。

いずれにせよ、分離発注・外注が多くなればなるほど、最終的にプロジェクト全体（システム）をレビューする主体がいけないといけない。このことを痛切に感じさせる事故があった。それは、原子力発電所で発生した原子炉の冷却用配管のひび割れ事故である。聞くとところによると、原発には極めて機密事項が多いために、原発に使用されている膨大な部品群の発注に際して、各部品メーカーに設計図面は完全なものを渡すが、どこにどのような使用条件で用いられるかは正確には明らかにされないらしい。したがって、冷却用配管も図面どおりの管の経と曲率で加工される。その管が常時振動するところで使用されるのか、空気中か水中か、その温度変化は激しいかなどはわからない。その結果として、冷却用配管のひび割れ事故が起こったという。使用条件が正確にわかっておれば、加工の仕方が違ったという。この事故は、細分化した分業体制のもので全体をレビューする者の不在が起こしたシステム上の問題である。（事故の隠蔽云々は論外である）

繰り返しになるが、最終的にシステムレビューをする主体が必要なのである。建設では全体をマネージする主体。それがCMrであってもいいし、GCであってもいい。分離発注では誰がやるか!?